

平成 2 9 年 3 月 亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

その 3

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 1～10 （略） <新設></p>	<p>附 則 1～10 （略） <u>（特例期間中の給料の特例）</u> 11 <u>平成29年4月1日から平成29年6月30日までに支給されるべき市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に10分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>